

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C5930-3	光伝送用スイッチ ー 第3部: シングルモード光ファイバビッドテール形1×2及び2×2スイッチ	Fiber optic switches - Part 3: Non-conectorized single-mode fiber optic 1 x 2 and 2 x 2 switches	光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、ここでは多量の1×2及び2×2光スイッチが使用されている。また、今後のICT社会の更なる発展に伴い、光スイッチは今後も多量に導入することが予想されているが、現在、JISは制定されておらず、国際規格IEC61753-071-02に基づいた光スイッチが使用されている。その他の光ファイバ通信システム用光部品と同様に、国際規格との整合性を維持しつつ国内の通信事業者の使用環境に合わせた規格の存在が望ましいため、IEC61753-071-02に基づいたJISを制定する必要がある。	この規格の制定によって、国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の光部品と同様の使用環境に対応した光スイッチの調達が可能となり、調達コストの削減、システムの拡張及び災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な規定項目は、以下のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.定格 5.光学特性 6.耐環境性及び耐久性 7.試料 8.試験報告書 9.表示 10.包装 11.安全	—	IEC 61753-071-02:2020	MOD	第2条の該当号: 1(種類、性能、耐久度) 対象事項: 光伝送用スイッチ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C61300-3-33	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3－33部：検査及び測定－ピンゲージを用いた割りスリーブのフェール引抜き力 (現行名称：光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3－33部：ピンゲージを用いた割りスリーブのフェール引抜き力測定)	Fiber optic interconnecting devices and passive components － Basic test and measurement procedures － Part 3-33: Examinations and measurements － Withdrawal force from a split sleeve using pin gauges (現行名称:Fiber optic interconnecting devices and passive components － Basic test and measurement procedures － Part 3-33: Withdrawal force of a split sleeve using pin gauges)	この規格は、光コネクタプラグのフェールを模擬したピンゲージを用いて、光アダプタ又は光レセプタクルの割りスリーブの引抜き力を測定する方法について、IEC 61300-3-33 Ed.2を対応国際規格として制定したものである。しかし、対応国際規格は2022年1月にEd.3として改訂され、測定装置の詳細情報及びピンゲージの仕様を追加された。また、これによって規格の簡条構成が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに、測定方法の統一を図るために、JISを改正する必要がある。	測定方法の詳細な仕様を規定する改正を行うことによって、割りスリーブの特性をより正確に評価することができるようになり、取引の合理化及び円滑化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の簡条を追加する。 ・装置(現行規格の簡条4) － 装置の構成要素(支持板、引張り発生器、力指示計、可とう性連結具)を追加する。 － 図1を全ての構成要素を含んだ図に変更する。 － ピンゲージの仕様(対応国際規格のTable 1)を追加する。 － 溶剤の記載内容を手順の簡条に移す。 ・測定の設定(現行規格の簡条5)を削除し、記載内容を装置の簡条に移す。 ・データ分析(現行規格の簡条7)を削除し、記載内容を手順の簡条に移す。	—	IEC 61300-3-33:2022	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年10月